

第 4 4 7 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 4 年 1 2 月 7 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 4 年 1 2 月 7 日、第 4 4 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	城 谷 英 之
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
7 番	前 川 裕 量	1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	住 民 生 活 課 長 補 佐	成 田 邦 造
ま ち づ くり 課 長	豊 國 明 仁	産 業 課 長	近 藤 博 之
下 水 道 課 長	井 上 茂 樹	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案の上程・議案説明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 議案の上程・議案説明

1. 議案件名

報告第 1 0 号 第 2 3 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
報告第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて

- 議案第 57 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 58 号 福崎町町道に設ける道路標識の寸法並びに道路附属物として設置する自動車駐車場及び自転車駐車場の標識に関する条例の制定について
- 議案第 59 号 福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第 60 号 福崎町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 議案第 61 号 福崎町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 福崎町営住宅整備基準条例の制定について
- 議案第 63 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 64 号 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 65 号 福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 議案第 66 号 福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67 号 平成 24 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 68 号 平成 24 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 69 号 平成 24 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 70 号 平成 24 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 71 号 平成 24 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 72 号 平成 24 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 73 号 平成 24 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 74 号 共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
- 議案第 75 号 福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について
- 発議第 2 号 福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 発議第 3 号 福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 4 号 福崎町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 発議第 5 号 福崎町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について
- 発議第 6 号 福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 447 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 年の瀬を迎え、何かと心せわしく感じますとともに、寒さが一段と身にしみるきょうこのごろとなりました。
- さて今月 4 日には衆議院議員総選挙が公示され、選挙戦が展開されています。その結果は、住民の生活や地方行政にも大きな影響があるものと注目しておるところでございます。

本日ここに第447回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に付議されます案件は、報告2件、議案第57号から第75号までの議案19件、発議5件の計26件を予定しております。

何とぞ議員各位には慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会のご挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。

定足数に達しております。

よって、第447回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本定例会に松岡住民生活課長から欠席届が出ております。かわって成田課長補佐が出席しておりますので、報告しておきます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長が指名いたします。

3番、石野光市議員

12番、富田昭市議員

以上の兩名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定を議題といたします。
先日、議会運営委員会を開いて、会期について検討をお願いしたところ、既に皆さんのお手もとに配付しております日程表（案）のとおり、本日から12月20日までの14日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月20日までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
第446回定例会閉会后、本日までの主要事項について、事務局から報告します。

書 記 諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手もとに配付の資料のとおりであります。その中で、主なものを申し上げます。

10月11日、静岡県長泉町議会文教民生委員会から、食育、家庭の教育及び地域の教育力についての行政視察があり、議長及び総務文教常任委員長が出席し、説明の後、活発な議論がなされました。

10月12日、議会運営委員会を招集し、議会基本条例について協議を重ねま

した。

10月19日、市町正副議長研修会が神戸メリケンパークオリエンタルホテルで開催され、議長が出席しました。

10月23日、町道中島井ノ口線開通式が開催され、議長ほか、産業建設常任委員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。

11月16日、福崎町老人グラウンド・ゴルフ大会が町民第1グラウンドで開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

11月18日、老人大学祭が文化センターにおいて開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

11月23日、第23回福崎町自然歩道を歩こう大会が田原小学校で開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

11月26日、先日、日本触媒姫路製造所において発生した火災で殉職された消防職員を悼む姫路市消防葬が姫路市文化センターにおいて行われ、議長及び民生常任委員長が出席しました。

12月3日、役場玄関前において福崎町巡回バス「サルビア号」運行再編出発式が開催され、議長ほか、民生常任委員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。

以上、報告とさせていただきます。

議長 また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんください。

日程第4 議案の上程・議案説明

議長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第10号、第23期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてまでの26件を一括議題といたします。

これから町長提案の議案に対する上程の理由を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第447回福崎町議会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

9月議会から今日までの3カ月間は、激動の時でありました。

世界的には、アメリカでオバマ大統領が再選され、中国では新しい代表が決定しました。韓国では代表を決める選挙が行われています。

国内では、衆議院議員選挙の最中でありました。町内では、町道中島井ノ口線の開通、巡回バス「サルビア号」の再編出発など、大きな出来事がありました。そして、自治基本条例が熱心に検討されています。

こうした内外の情勢の中で、今の時代をどう捉えるかは大切な課題であります。

衆議院議員選挙の結果がどのようになるかは不明であります。私は今の時代は新自由主義攻防の時代と捉えています。

今は資本主義の時代であります。そして、その前の時代が封建制時代であったことは、学校で学んだとおりであります。

封建制から資本主義に移行するにあたって、自由主義はブルジョアジーの大きな旗印となりました。

政治に参画する自由、営業の自由、住居移動の自由など、さまざまな自由を掲げて、ブルジョアジーとそれを取り巻く人々が団結して封建領主に激しい抵抗闘争を展開しました。そして、資本主義時代をつくり上げたのであります。このよ

うに、自由主義は新しい時代を切り開く理論的支柱でありました。

時代は進み、約300年が経過しようとしています。自由主義が時代をリードする理論であったのに対して、新自由主義は、支配者の地位を獲得したブルジョアジーが自分たちの地位を維持・強化するために考え出された理論と、私は思っております。

私は常に、町民の願いは何だろうかと考えます。そして、次の三つの願いに集約されるのではないかと考えております。

一つ目は、元気で行動し、病気になったときは安心して医者にかかれることです。

二つ目は、働く場所があって、収入があり、消費する喜びを実感できることです。

三つ目は、社会の中で無視されたりいじめられたり差別されることなく、地域や職場や学校で仲よく集団生活ができることです。突き詰めれば、いのち、暮らし、人権がしっかりと守られることを願っていると思います。

衆議院議員選挙の結果がどうなるろうとも、国も町も、人々のいのち、暮らし、人権を守る政治を推進していかなければならないと考えています。新自由主義の理論と行動をどう評価し、どう対処するかは、議案審議や予算編成に影響を与えらると思っております。

今議会への提案は、報告2件、議案19件であります。詳しい説明は副町長、担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、各課の報告をさせていただきます。

総務課からは、平成24年度職員採用試験の第2次試験を11月7日に実施しました。一般行政職は6名が受験し、合格1名、補欠合格2名、不合格3名となりました。保育士、幼稚園教諭は5名が受験し、合格2名、補欠合格2名、不合格1名となりました。また、埋蔵文化財調査員は2名が受験し、1名が合格、補欠合格1名となりました。

嘱託臨時職員の募集についてであります。町広報紙、区長文書回覧などでお知らせしますが、採用募集受付は平成25年1月7日から1月15日まで行います。なお、試験日は1月25日です。

選挙管理事務についてですが、解散による衆議院議員総選挙が12月4日公示、16日投票の日程で執行されます。12月3日の有権者は男子7,380名、女子8,054名、計1万5,434名となっております。

次に、企画財政課であります。専決処分の承認を求めることについてであります。衆議院議員総選挙事務に必要な経費について、専決処分をさせていただきます。

平成25年度予算編成については、11月15日に平成25年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示しました。我が国の経済情勢は世界景気の減速や、欧州や中国等対外経済環境をめぐる不確実性が高く、依然として不透明な状況です。また、目まぐるしく変化する国政の動向にも注視する必要があります。

平成25年度の本町財政を概観しますと、歳入、町税は個人住民税では長引く景気低迷に伴う個人所得の減少による減収、法人町民税についてもアジア向け等の輸出の減少などから減収が見込まれるため、町税全体では厳しい収入見込みです。歳出では、八千種幼稚園の建設や福崎駅周辺整備、自治会における自立（律）のまちづくりの推進、子育て支援施策の継続、国民健康保険事業、介護保険事業など、社会福祉関係経費や公共下水道事業への繰出も増加が見込まれます。し

かしながら、引き続き福崎町第4次総合計画に掲げる重点施策、諸施策を積極的、総合的に展開していく必要がありますので、平成25年度予算編成に当たっては、このような現状や見通しを十分踏まえた上で、町民のいのちとくらしを守るとともに、活力あるまちづくりに取り組むことを基本として、予算編成を進めるよう指示をいたしております。

次に、税務課であります。平成24年分農業所得申告の個別相談を1月9日から4日間、文化センター等で行うこととしています。国民健康保険税の納税相談を1月5日から9日までの5日間行います。対象者は252名で、期間中41名の窓口相談がありました。

また、滞納整理対策委員会では、関係者によります合同徴収を11月20日・21日の2日間実施いたしました。町税全般におきましても、年末に向けて電話催告、夜間徴収を実施し、滞納額の減少に努めてまいります。

住民生活課からは、消防団非常呼集訓練を11月4日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

本年も公共施設や自治会等に葉ボタンの配布を行いました。96の施設、団体に約8,000本を配布いたしました。

第23回自然歩道を歩こう大会を11月23日、東コースで実施し、あいにくの天候ながらも、町内外から875人の参加がありました。

12月1日から12月10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。

当面の行事予定については、12月26日から12月30日まで消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団初出式を来年1月13日に田原小学校で開催をいたします。また、1月20日には、町と中播磨県民局が共催で、地域防災講習会を文化センターにて開催をいたします。

健康福祉課についてであります。福崎秋まつりにおいては、食育イベントを開催し、小中学生から公募した朝ごはんコンテスト優秀作品の表彰や食育コンサート、郷土の食を見直していただく「ひみつのごちそうコーナー」を行い、地域の食文化の魅力を再発見していただきました。

また、声優の増岡弘さんによる食育文化講演会も開催をいたしました。

介護保険事業では、第5期介護保険事業計画に基づき、福崎西中学校区内で地域密着型サービスを実施する事業者の募集を、来年1月4日から行います。

11月25日・26日の2日間、町ぐるみ健診未受診者を対象に、本年2回目の特定健康診査とがん検診を実施し、特定健診は人間ドックも合わせて1,362人が受診されました。受診率は39.3%となりました。

産業課であります。福崎町東部工業団地は、安田運輸の事業拡張並びに阪神住建によるメガソーラーの建設が決定したことにより、全体の土地活用が図られることとなりました。

農地・水保全管理支払交付金は国の予算額が十分確保されず、新規地区の採択に時間を要しましたが、共同活動は継続16地区、新規5地区、向上活動は継続12地区、新規3地区でそれぞれ取り組まれています。

また、兵庫県農地・水・環境保全推進協議会主催の「みどり豊かなふるさと大賞」において、庄集落ダブルクリーン保全隊が兵庫県知事賞を受賞されました。

兵庫県中播磨県民局が推進している、銀の馬車道を生かした連携と交流の地域づくりの一環として、10月13日に福崎町観光協会主催で、「銀の馬車道リレーイベント・神前山ハイキング」が実施されました。

11月24日には、福崎町文化センターにおいて「銀の馬車道沿線交流フェス

ティバル」が開催され、農地と水、地域振興などをテーマに講演やパネルディスカッションが行われました。

また、12月1日には、「銀の馬車道ため池ウォーキング」が開催され、長池や春日山キャンプ場を經由する11キロメートルでウォーキングを楽しみました。

本町の特産品もちむぎ麺などを販売、PRするため、もち麦生産組合や福崎町商工会にも協力をいただいて、10月20日・21日には明石公園で開催された兵庫県民農林漁業祭に、また11月10日・11日には、姫路大手前公園を中心に開催された中播磨ふれあいフェスティバル・姫路食博に参加をいたしました。

まちづくり課についてであります。長野橋は国道312号を補完する幹線道路の要として、また小中学生の通学路として特に重要な役割を担っているため、歩行者の安全性の向上を目指して、橋側に歩道橋設置のため詳細設計を実施しています。

JR福崎駅周辺整備は、駅前広場や周辺道路の町の玄関口にふさわしい整備を進めるため、兵庫県やJR西日本など関係機関との協議を進めております。

都市計画道路の見直しについては、近年、社会経済状況の大きな変化を受け、長期未着手路線の必要性そのものに変化が生じていると考えられます。そのため、県が示すガイドラインに沿った必要性の検証を進めております。

県道三木宍粟線の道路整備は、大貫第2工区の道路拡幅及び南田原交差点改良を、関係者のご理解、ご協力を得ながら、県と協働して事業促進を図ってまいります。

下水道課についてであります。福崎浄化センターについては面整備の拡大とともに接続件数が3,000件を超え、1日当たり流量も3,000立方メートルを超える状況となってきたので、第3系統処理施設を稼働させ、良好な水質を確保しています。

下水道面整備については、西光寺地区、中島地区において、舗装本復旧が10月、11月に完了いたしました。面整備工事の西光寺地区は、第3、第4、第5工区で工事を進めています。

また、福崎工業団地、企業団地区域の下水道整備を進めるため、現在、測量設計を行っております。

雨水幹線整備については、川すそ雨水幹線の上流部において、現在、測量設計調査を行っております。また、川端雨水幹線においては、現在、排水の計画検討を行っているところであります。

学校教育課についてであります。（仮称）八千種幼稚園建設工事については、建設検討委員会等の意見を聞きながら、設計を進めています。

教育委員会事務事業点検評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成23年度分の事務事業点検評価を行いました。点検評価については、学識経験者4名の意見を求めて報告書を作成しました。報告書は教育委員会のホームページに公表するとともに、教育行政の充実向上につなげていきます。

児童・生徒の英語力を高めるとともに、国際理解を深めるために、第8回イングリッシュフェスティバルを11月4日にエルデホールで開催しました。今年度は各小中学生の発表に加えて、新任のALT、アメリカアイオワ州立大学からの研修生などによるパフォーマンスを披露しました。

社会教育課についてであります。第39回福崎秋まつりを11月3日及び4日の2日間にわたり開催をいたしました。1日目の産業祭のほか、2日目には一般募集をしたフリーマーケット、また食育イベントとして実施した各地の生産組合

によるひみつのごちそうコーナーなど、両日とも晴天に恵まれ、たくさんの人出でにぎわいました。

老人大学祭は、11月17・18日に文化センターで実施しました。各部の展示と記念講演が行われました。

人権フェスティバルを12月9日、文化センターで開催いたします。本年は、神崎郡民主化推進連絡協議会と共催で、講師に元アナウンサーの桑原征平氏をお招きし、「大震災を経験して」と題して、講演会を実施します。

第5回吉識雅夫科学賞の福崎町子ども科学展は、12月24日まで町立図書館で開催しております。

平成24年度の成人式を、来年1月14日にエルデホールで実施いたします。現在、成人式に向け実行委員会で運営等について協議をいたしているところでございます。

水道課でありますけれども、水道課では10月19日に山崎配水池進入路工事第2工区とその工事に伴う配水管布設工事、及び井ノ口水管橋脚耐震工事の入札を行い、進めております。

また、福田水源地の高度浄水処理化に向け、用地の測量及び施設の実施計画に着手をいたしているところでございます。

以上、各課の報告を行い、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、報告第10号、第23期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産 業 課 長 失礼いたします。報告第10号、第23期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは本町が50%以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、その決算及び事業計画について報告させていただくものでございます。

まず、1ページからの事業報告書で概要を申し上げます。

今期は、昨年3月に起きた東日本大震災以降落ち込んだ売上が回復せず、特に販売店部門においては、景気低迷による個人消費の落ち込みも相まって、中元、歳暮や贈答品の売上が減少したことから、売上高全体では、前期比約100万円の伸びにとどまりました。

一方、売店においては、もちむぎ商品に特化した店づくりに変更しまして販売促進企画を実施したことなどで、営業利益は前期に比べ改善いたしましたが、約480万円の赤字となりました。

町からの借入金に対しましては、契約に基づき190万円余り編成したものの、本格的な返済が来期から始まる中、厳しい経営状況が続いております。

このような中にありましても、前期から販売強化に取り組んでいるもちむぎ精麦が徐々に浸透して、通販、売店での売上が伸びております。また、もちむぎ精麦、もちむぎ麺、もちむぎ素麺「福の糸」、もちむぎ茶につきまして、兵庫県認証食品「ひょうご推奨ブランド」の認定を受けることができました。今後、この認証ブランドを活用して、さらなるもちむぎ商品の販路拡大につなげていきたいと考えております。

今期の総売上高は1億4,816万4,463円で、予算額に対して1,68

3万5,537円減となりました。部門別では、販売店部門は売上高5,257万4,558円で、前期比95.99%、売店部門は売上高4,090万1,628円、前期比で103.12%で、東日本大震災の影響により減少していた立寄客数が若干回復したことや、月ごとの販売促進企画などで前期売上をカバーしたものの微増という結果となっております。

通信販売部門は、売上高1,252万3,048円、前期比99.18%となりました。中元や歳暮時期以外にも日常使っていただけるもちむぎ精麦を中心とするダイレクトメールを送付いたしまして、徐々にではありますが、もちむぎ精麦の定着が見られるようになってまいりました。

レストラン部門は売上高4,216万5,229円、前期比105.18%で、もちむぎのやかたでのイベント強化や季節御膳などの取り組みから前期を上回る売上となりました。

麺製造部門では、兵庫県からの支援を受けまして、工場の課題であった空調設備などの設備投資ができ、もちむぎ素麺「福の糸」の全量内製化の体制が整いました。

以上が、事業報告の概要でございます。

次に決算報告をさせていただきます。損益計算書から説明させていただきますので、6ページをお開き願います。

売上高は1億4,816万4,463円で、前期比では約101万円の増となっております。売上原価は期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計が1億2,675万810円、期末棚卸高を差し引きした売上原価は1億1,850万212円で、売上総利益は2,966万4,251円となり、前期と比較いたしますと、約500万円の増となっております。

一方、販売費及び一般管理費は広告宣伝費から事務職員給与、販売手数料、やかた東側駐車場の地代などで、合計3,447万8,302円となり、営業利益といたしましては、マイナス481万4,051円で、前期と比較いたしますと約557万円改善はしたものの、2期連続の大幅な赤字決算となっております。

次は、7ページでございます。

営業外損益の部ではありますが、営業外収益は普通預金利息、金融機関への出資に係る配当金、雑収入は町からのもち麦生産奨励補助金などで、合計133万7,482円。営業外費用は金融機関からの借入に対する利息2万5,480円で、差し引きいたしますと経常利益は350万2,049円の赤字となりました。

次に、特別損益の部でございますが、特別利益は再建計画に基づく役員負担金10万円で、当期利益はマイナス358万7,040円、前期繰越損失を合わせまして、当期末処理損失は1億1,231万2,876円となりました。

次は、8ページをお開きください。

売上原価に係る製造原価報告書でございます。材料は期首原材料棚卸高、原材料及び補助材料仕入高の合計から期末原材料棚卸高を差し引いて3,217万2,437円。労務費はレストラン、売店、麺工場、配送等に係る人件費で3,924万2,131円。外注加工費は素麺、即席麺、カステラ、冷凍麺などの外注加工費でありまして、1,806万9,728円。製造経費は水道光熱費や宅配便送料、商品仕入代などで2,090万7,660円。総製造費用並びに当期製品製造原価は1億1,039万1,956円となりました。前期と比較いたしますと、労務費が約215万円の増、外注加工費が約206万円の増、製造経費が約44万円の増となったことによりまして、当期製品製造原価では約473万円の増となっております。

次、9ページは損失金処理計算書でございますが、当期末処理損失1億1,231万2,876円でございます。積立金はございませんので、その全額が次期繰越損失となっております。

次は、4ページにお戻りいただきまして、貸借対照表について説明を申し上げます。

まず、資産の部。流動資産は現金及び預金から前払費用まで合わせまして、3,895万4,171円。固定資産は建物、機械装置、工具器具備品といった有形固定資産、並びに電話加入権、金融機関への出資金、販売店への差入保証金で合計260万3,179円。資産の部合計は4,155万7,350円で、前期比では約546万円の減少となっております。特に現金及び預金が約820万円減少しております。

5ページをお開きください。

負債の部では、流動負債が買掛金から法人税等充当金までで987万226円。固定負債は町からの借入金で、今期は192万3,687円返済したことによりまして、1億1,400万円となっております。負債の部合計は1億2,387万226円でございます。

資本の部は、資本金が3,000万円。利益剰余金は当期末処理損失が1億1,231万2,876円でありますので、資本の部合計ではマイナス8,231万2,876円。負債及び資本の合計は4,155万7,350円という状況でございます。

次に、10ページから13ページに監査報告を添付しております。内容につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思いますが、監査意見といたしまして、当面の打開策を2点指摘されております。

まず1点は、「営業利益、経常利益、売上実績が実施計画予算とかけ離れている。借入金を返済するためには最低ラインが必然的に決まってくるというものの、実現不可能な予算設定は具体性に欠け、社員の士気高揚が難しいことから、第24期実施計画書予算は実現性の高い予算とするとともに、会社としての経営改善努力は当然のことながら、経営状況、経営能力等も把握した上で、町補助金の追加など公共的な支援を町に要望するように求める。」

また2点目は、「流動資産の現金及び預金が、今期末約610万円と、前期末から約820万円の減という状況で、第24期も大きな改善は見込めないことから、平成25年1月期限の600万円の返済は、会社経営の継続を前提とした場合には不可能に近いと、町に返済期限の延長を要望することを求める」という内容でございます。

この監査意見のとおり、株式会社もちむぎ食品センターといたしましても、町からの借入金返済期日の延期並びに町からの追加支援が必要不可欠であるとの判断から、町宛てに支援要請を文書で提出をしております。

次に、第24期実施計画書について、ご説明を申し上げます。

15ページをお開きください。

第24期の実施計画の策定に当たりましては、23期における反省点や監査報告も踏まえて、作成いたしました。

まず、売上目標であります。全体では現下の社会経済情勢や消費者動向を勘案いたしますと、大きな伸びは見込みませんが、売上増を図るための最大限の努力をする必要がございますし、23期実績に対しまして約3%増の1億5,300万円と設定をいたしました。

一方、販売費・一般管理費並びに製造費では、素麺の自社製造にめどがついた

ことから、外注費を抑制したり、平日営業時間の見直しやパート社員の勤務体系を見直すことなどで、それぞれ約4%削減することによって、営業利益を80万円確保する計画としております。

具体的な経営改善に向けての取り組みといたしましては、経費節減対策として、まず、レストランは平日夜間の来客が非常に少ないことから、平日夜間は原則閉店をいたしまして、団体予約のみ受け入れることとして、1月から実施しまして、人件費や光熱費の節減を図ります。また、レストランメニューにつきましても、売れ筋を中心にメニュー数を絞り込むことによって厨房の効率を向上させるなどの見直しを検討いたします。パート勤務につきましても、レストランへの配置人数の見直しや、水曜日は売店のみ営業しておりますが、パート社員での対応から総務課正社員の対応に切りかえることによって、パート勤務の人件費を抑制していきます。

売上増を図るための営業面では、販売店対策といたしまして、委託販売からの転換により利益を確保することや、月別重点商品の取り組み強化によって売上増を図ってまいります。また、町内での各種イベントなどへの出張販売の展開ですとか、町民にもっと身近な特産品となるよう、もちむぎ精麦をPRするとともに、より安くもちむぎ商品を提供できるよう検討してまいります。

もち麦は食物繊維であるベータグルカンを多く含んでおりまして、これが健康にもよい働きをするということをもっとPRしながら、販売促進を図ってまいります。さらに、もちむぎ麺、もちむぎ素麺、もちむぎ茶、精麦については、ひょうご推奨ブランドに認定をされたところがございます。この推奨ブランドを生かして、消費者に安心感をPRしながら、積極的な商取引にも取り組んでいきたいと考えております。

なお、もちむぎ食品センターからの支援要請がございます、町からの無利子貸付金の返済期日の延期につきましては、町としても受け入れざるを得ないものと考えまして、一般会計補正予算において返済金収入の減額を計上しております。

一方、もちむぎ食品センターは一企業といたしましては、福崎町の特産品もち麦を取り扱う唯一の会社でございます。福崎町の特産品の普及促進という観点からも、町として可能な限りのバックアップをしていく必要があると考えておりまして、辻川界限全体の中での活用している事業、また東京のアンテナショップへの出店料など、公益性や特産品のPRといった観点から、町の25年度予算編成の中で助成を検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上が、第23期決算報告、決算及び第24期事業計画の概要でございます。

なお、決算に係る詳細資料につきましては、議会事務局に備えてつけておりますので、ご参照ください。

以上、報告第10号の説明とさせていただきます。

議長 報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。報告第11号についてご説明を申し上げます。

今回の専決につきましては、町長が提案説明で申し上げたとおりでございます。11月16日、衆議院の解散により、公職選挙法に基づき、12月4日公示、12月16日投票日の日程に対し、選挙事務の準備等が必要なことから、やむを得ず専決をさせていただいたものであります。

専決内容につきましては、次ページの専決処分書によるもので、11月16日付で平成24年度福崎町一般会計補正予算（第4号）を定めるものであります。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 980 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 71 億 8,520 万円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上、報告 11 号の説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。
議 長 次、議案第 57 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 議案第 57 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第 423 条に基づくものであり、町の住民、町税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有するもののうちから、議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。委員の定数は 3 名で、任期は 3 年であります。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第 180 条の 5 で、市町村に設置しなければならない執行機関であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申立があった場合に、評価額の審査決定を行います。現委員の内山嗣隆氏が 12 月 19 日に任期満了となり退任されるに当たり、新たに尾上定信氏の選任をお願いするものでございます。

それでは、尾上定信氏の経歴等を説明させていただきます。住所は、兵庫県神崎郡福崎町大貫 45 番地、生年月日は、昭和 23 年 5 月 20 日生まれの、現在 64 歳でございます。昭和 42 年 3 月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和 42 年 4 月に日本電信電話公社に入社され、各支店等の課長を経て、平成 9 年 3 月に NTT 物流サービス株式会社神戸店、店長に就任。平成 11 年 3 月に日本電信電話株式会社を退職され、平成 15 年から庭工房おのえを経営されています。

役職歴といたしましては、平成 13 年 1 月から 10 年間、南大貫区の協議員として地域行政に携わってこられました。尾上氏は地域住民の代表として、固定資産評価審査委員に適任であり、選任をお願いするものでございます。

議案第 57 号説明資料 1 ページに、「私の抱負」と任期表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 57 号の説明を終わらせていただきます。ご賛同賜り、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第 58 号、福崎町町道に設ける道路標識の寸法並びに道路附属物として設置する自動車駐車場及び自転車駐車場の標識に関する条例の制定について、議案第 59 号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、議案第 60 号、福崎町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、及び議案第 61 号、福崎町都市公園条例の一部を改正する条例について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。議案第 58 号、福崎町町道に設ける道路標識の寸法並びに道路附属物として設置する自動車駐車場及び自転車駐車場の標識に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第 58 号説明資料をごらんください。

1 ページに概要をお示ししております。

今回の条例制定は、地域主権改革一括法における第1次一括法により、道路法第45条第3項が追加になったこと、また、第2次一括法により、道路法第24条の3が改正されたことによる条例制定でございます。

道路法第45条第3項は、市町道に設ける道路標識については内閣府令・国土交通省令を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされています。また、道路標識の寸法については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令——通称、「標識令」と言われております、この第3条の2で参酌基準が定められています。案内標識及び道路標識については、その性質上、広域的な秩序の維持を確保しなければならないものであり、安全で円滑な道路交通を維持するため、基準どおりの条例制定をしています。

道路法第24条の3では、「道路管理者は駐車料金を徴収する自動車駐車場または自転車駐車場について、利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない」と定めており、交通広場にある自動車駐車場及び自転車駐車場が該当施設となるため、条例制定をするものでございます。

議案資料2ページに、条例制定案をお示ししています。

左から、条例案、続いて参酌基準からの変更点、右側に、参酌すべき基準として比較用でお示ししております。また、条例案第2条で定めている別表第2は議会備付資料としておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、議案第58号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第59号説明資料をごらんください。

1ページに概要をお示ししています。

今回の条例制定につきましては、地域主権改革一括法における第1次一括法により、道路法第30条が改正されたことによる条例制定でございます。

道路法第30条は、政令で定めていた道路の構造の基準を、政令で定める技術的基準——道路構造令を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めると改正されています。道路を新築し、または改築する場合における参酌すべき一般的、技術的基準を定めているものです。

条例制定に当たって、町の考え方としては、概要の右側にお示ししているとおり、道路区分の「第一種及び第二種の道路」並びに「第三種第一級の道路」、「設計速度時速60キロメートルを超える道路」は福崎町の道路に該当がないことから、参酌基準から省き、条例制定をしています。また、路面電車に係る事項は、町内に路面電車を整備するとは考えにくいこと、また、積雪寒冷地域に係る事項については、地域の指定を受けていないため、参酌基準から省き、条例制定をしています。

議案資料2ページから17ページに条例制定案をお示ししています。

左側に条例案、続いて参酌基準からの変更点、右側に、参酌すべき基準として比較表をお示ししております。なお、この比較表につきましては、参酌基準どおり制定した条の部分につきましては省略しておりますので、全ての比較表については議会備付資料としておりますので、ご参照をお願いいたします。

また、条例案の第5条、25条、33条、39条で規定する規則については、資料18ページから19ページに、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例施行規則を案としてお示ししていますので、ご参照ください。

以上で、議案第59号の説明とさせていただきます。

議

長 説明の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。



休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分



議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まちづくり課長 続きまして、議案第60号、福崎町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第60号説明資料をごらんください。

1ページに概要をお示ししています。

今回の条例制定につきましては、地域主権改革一括法における第2次一括法により、いわゆるバリアフリー法が改正されたことによるものでございます。

バリアフリー法第10条の改正により、特定道路のうち、町村道の移動円滑化のために必要な道路構造に関する基準は、省令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされました。また、バリアフリー法第13条の改正により、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、条例で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされました。

概要左側の下に基準適合義務をお示ししております。道路管理者には特定道路を新設または改築する際の適合義務、またその他の道路についても基準への適合に対する努力義務とされています。

福崎町では、特定道路に指定されている道路はありませんが、その他の道路の努力義務により、条例制定をするものです。また、公園管理者には特定公園施設を新設、増設または改築をする際の適合義務とされています。

福崎町の都市公園としては、市川河川公園及び東部工業団地のイーストパークが該当施設であるため、条例制定をするものです。それぞれ、省令で定める基準を参酌し、条例制定をしています。

議案資料2ページから4ページに、条例制定案をお示ししています。

左から条例案、続いて参酌基準からの変更点、右側に参酌すべき基準とした比較表をお示ししています。59号議案資料と同様に、参酌基準どおりの条につきましては省略をしておりますので、全ての比較表については、議会備付資料をご参照ください。

以上で、議案第60号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、福崎町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案第61号説明資料をごらんください。

1ページに概要をお示ししております。

この条例改正は、地域主権改革一括法における第2次一括法により、都市公園法が改正されたことによるものです。

都市公園法の改正概要は、地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の設置及び規模に関する技術的基準を参酌して、条例で定める基準に適合するように行うものとされています。

福崎町においては、市川河川公園及び福崎町東部工業団地のイーストパークが都市公園に該当します。都市公園の設置基準として、住民1人当たりの都市公園の敷地面積については参酌基準どおり10平米以上、市街地では5平米以上とし

ています。また、設置及び規模の基準につきましても、概要に示しているとおり、参酌基準どおりとしています。

都市公園施設の設置基準は、都市公園の敷地面積に対する割合を定めるものです。建築率は基本2%以内となっていますが、特例で示す各施設について、右欄に示した率を加えた値まで建築が可能と定めています。条例では、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例第1条の2として、都市公園の公園施設の設置基準を第1条の3として追加し、改正しております。

議案資料2ページから3ページに、条例改正案をお示ししています。左から、条例改正案、続いて参酌基準からの変更点、右側に参酌すべき基準とし、比較表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第61号の説明とさせていただきます。

ただいま、説明いたしました4議案の条例制定及び条例改正は、平成25年4月1日から施行するものです。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

議 長 次、議案第62号、福崎町営住宅整備基準条例の制定について及び議案第63号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、両案に対する詳細なる説明を担当課長補佐から求めます。

住民生活課長補佐 議案第62号、福崎町営住宅整備基準条例の制定についてご説明させていただきます。

説明資料にて、ご説明させていただきます。

1ページです。趣旨でございますが、第1次一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正され、公営住宅等の整備基準について条例委任されたため、国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定めることとされました。

この内容といたしましては、国土交通省が定める参酌すべき基準は平成23年12月に公布され、平成25年3月31日までに事業主体において条例を制定することとなっております。今後、新しく町営住宅を建設する際には、必要な面積、設備などについてどのような基準で整備するかを定めるものであり、本町におきましても、この参酌基準を基本とする整備基準といたします。

この写しは、平成24年1月に国土交通省住宅局から都道府県に対し、公営住宅等整備基準についての技術的助言の通知でございます。内容は、この条例に際し新たに建設される公営住宅の基準につきましては下記の内容を目安としつつ、気候、風土、住宅事情その他の地域の実情を勘案し、適切な基準を定められたいとあり、技術的助言を示したものとなっております。

構造基準としましては、

1. 公営住宅等整備基準第8条第2項の措置は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の等級4または等級3の基準を満たすこと

2. 第8条第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が等級2の基準を満たすこと

3. 第8条第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分が等級3の基準を満たすこと

4. 第8条第5項の措置は、住宅の給水、排水等の設備に係る配管が等級2の基準を満たすこと

5. 第9条第3項の措置は、住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに等級3の基準を満たすこと

6. 第10条の措置は、等級3の基準を満たすこと

7. 第11条の措置は、等級3の基準を満たすこと

となっておりまして、新たに建設される公営住宅の構造上の基準を、本町では同じ内容で規則として定めることといたしました。

2ページは参酌比較表です。左に福崎町営住宅整備基準条例案、中に参酌基準からの変更点、右に公営住宅等整備基準となっており、この基準につきましては、議会事務局に議会資料として備えておりますので、ご確認をお願いいたします。

条例の変更案でございますが、趣旨。第1条の「参酌すべき基準」を、条例で「基準を定めるものとする」に改めます。

定義。第2条を追加いたしました。

附帯施設。第13条に、「駐車場」を追加しました。その理由は、公営住宅法第2条により、駐車場は入居者の共同の福祉のために必要な施設となっており、建替が済んだ塚本・田尻団地と同様に設置することといたします。

委任。構造基準を別途規則で定めるため、追加いたしました。

3ページは、福崎町営住宅整備基準条例施行規則です。さきに述べた、国が示す技術的助言に従い、規則で定めるものです。

右の表は、公営住宅整備基準及び町条例施行規則の評価等級等をまとめたものです。ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案63号に移ります。議案第63号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

説明資料にて、ご説明いたします。

1ページです。趣旨でございますが、第1次一括法の施行に伴い公営住宅法が改正され、国が全国一律に定めていた公営住宅の入居収入基準について、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとされました。

内容としましては、公営住宅法第23条第1号イまたはロの規定により、町営住宅への入居収入基準を定めるものです。

公営住宅の入居収入基準は、二つの範囲が設けられており、まずは高齢者、障がい者、子育て世帯などの一般世帯よりも緩和されている裁量階層と、本来入居資格の所得範囲である本来階層の額が定められています。

これまでは政令で定められていましたが、法の一部改正により、入居収入基準額及び裁量階層の範囲について、条例に委任されました。

改正案の内容としましては、

①本来階層の入居収入基準につきましては、現行の月収15万8,000円を、国の参酌基準で示しているとおおり、改正後も現行どおり月収15万8,000円とします。

②裁量階層の入居収入基準につきましては、現行の月収21万4,000円を、公営住宅法施行令第6条第1項で定められた、月収25万9,000円以下で、条例で規定することとなっており、改正後も現行どおり月収21万4,000円とします。

理由としましては、平成21年に基準額の改正があり、今回、改定を行うことは入居者資格の安定性を損なうおそれがあると判断したためでございます。

③裁量階層の対象範囲につきましては、

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者で、その障害の程度が国土交通省で定める程度のある場合
- (3) 戦傷病者
- (4) 原爆被爆者
- (5) 海外からの引揚者

(6) ハンセン病療養者

(7) 60歳以上かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である場合

(8) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合の範囲が条例委任されたため、本町におきましては、(1)から(7)までは同範囲とし、(8)の同居者に「中学校を卒業するまでの者がある場合」に拡充することとします。

理由としましては、子育て義務教育世帯の経済的負担の軽減を図るためでございます。

④災害者等の一時避難として利用する場合も、同じく月収21万4,000円とします。

2ページは、新旧対照表を添付しております。また、3ページでは条例第6条の関係分を添付しておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

議 長 次、議案第64号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。議案第64号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

この改正は地域主権改革一括法に基づく条例改正で、内容は、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を定めるもので、主な内容は、公共下水道排水施設等の構造については下水道法施行令を参酌しています。終末処理場の維持管理については、下水道法施行令でOD法と一般的な維持管理を規定していますが、福崎浄化センターの膜処理方式は下水道法施行令に規定する沈砂池、急速ろ過方式を採用していないため、下水道法施行令を参酌せずに町独自の基準を規定しました。

内容は、改正案第2条の7第1項第2号及び第3号のように、膜処理の生命線である膜の維持管理を徹底し、微細目スクリーンにより異物の混入を防ぎ、膜の損傷等を発生させないように規定しています。

議案第64号資料1ページには、改正の趣旨、概要、参酌基準。2ページには下水道法の抜粋。3ページには町独自の主な条例案、参酌すべき基準。4ページ以降には施行規則案をお示ししております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第65号、福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼いたします。議案第65号、福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を制定する条例について、ご説明申し上げます。

資料、議案第65号の比較表をごらんください。

今回の条例制定につきましては、地域主権戦略大綱における第2次一括法の成立、公布を受け、水道法等の資格基準等を条例制定するものであります。

資料の左側が今回の条例制定案で、その右側にそれぞれ関係する水道法、施行令、施行規則を比較表としてお示しをしております。

資格基準につきましては、水道法等の資格基準を参酌しております。

第1条では、第2条では布設工事監督者を配置する工事、第3条では布設工事

監督者の資格、第4条では水道技術管理者の資格を設けております。

福崎町で布設工事監督者を配置する工事としては、高度浄水処理施設及び山崎配水池増設工事が予定をされております。

附則。この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第65号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますよう、お願いをいたします。

議 長 次、議案第66号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

学校教育課長 失礼いたします。議案第66号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

学童保育は、労働などの事情により昼間、保護者が家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や夏休みなど長期休暇中、保護者にかわって保育を行うものです。現在は、福崎小学校の空き教室を利用して学童保育事業を実施しています。この事業をさらに充実させるため、川東地区においても本年度、田原保育所跡地に学童保育園を建設し、平成25年4月から開園する予定としています。

このため、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正し、現在ある福崎町学童保育園を福崎西部学童保育園とし、今年度新たに建設するものを福崎東部学童保育園として位置づけようとするものです。

また、これまで条例において学童保育園を「使用」という表現をしてきましたが、学童保育園はただ単に施設を使用するものではなく、児童の養育を支援し保育をする事業であり、「入園」とすることが適当であるとの観点から、文言の整理を行い、「使用」を「入園」へ、「使用料」を「保育料等」へ修正を行おうとするものです。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議案第66号資料1ページに新旧対照表を、2ページ・3ページに今年度建設予定の福崎東部学童保育園の配置図、平面図等を添付していますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いします。

議 長 次、議案第67号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。議案第67号について、ご説明を申し上げます。

平成24年度福崎町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に8,660万円を追加し、補正後の予算総額を72億7,180万円とするものです。

主な補正内容は、職員の給与改定並びに人事異動等による人件費の増減、障害福祉給付費の増額、保育所入所児童数の増加による保育所費の増額、福崎東中学校体育館改修工事などでございます。

それでは、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

企画財政課長 以上、議案第67号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第68号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第69号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、両案に対する詳細なる説明を民生参事から求め

ます。

民生参事兼健康福祉課長 失礼をいたします。

議案第68号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ73万8,000円を減額し、補正後の予算額を20億26万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

次に、議案第69号の説明をさせていただきます。

平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

この補正につきましても、議案第68号と同様、人件費に係るもので、補正の概要につきましては、既定の歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ272万4,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ13億3,407万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、説明を終わります。

議案第68号、69号の2議案について、ご審議を賜りまして、ご賛同を得ますように、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第70号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第71号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

議案第70号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ17万6,000円を減額し、総額をそれぞれ2億5,422万4,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第70号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ575万5,000円を追加し、総額をそれぞれ13億5,185万5,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第71号の説明とさせていただきます。

両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第72号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、及び議案第73号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第

1号)について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼します。

議案第72号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

この補正は、職員の人事異動等による人件費等の補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的支出を46万7,000円減額し3億4,088万4,000円に、また第3条では、予算第7条の職員給与費を46万円減額し4,986万5,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

続きまして、議案第73号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

この補正は、職員の人事異動等による人件費の補正をお願いするもので、第2条では予算第3条に定めた収益的支出を、16万9,000円減額し2,143万1,000円に、また第3条では、予算第6条の職員給与費を16万7,000円減額し、863万9,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、議案第74号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。議案第74号についてご説明申し上げます。

本議案は田原幼稚園及び町民第2グラウンドの敷地となっている西田原字西畑1458番と1459番について、民法第162条の規定による所有権の取得時効を援用して、共有持分移転登記手続請求の訴えを提起するため、議会の議決をお願いするものです。

訴えの相手方は登記名義人97名中4名に係る相続関係人で、総数は7人となっております。議案の別紙として一覧にお示しをしております。なお、対象となる登記名義人は議案第74号資料としてお示しをしておりますので、ご参照ください。

本件訴えの提起に係る議案は5回目となります。土地の経緯並びに訴えの提起に至った理由につきましては、平成23年6月議会での説明のとおりであります。

登記名義人4名のうち、3名は裁判所や法務局との協議によりまして公示送達等により手続を行うことが可能となったため、議決をお願いするものです。また、そのうち1名については、調査によりまして相続人の追加が必要となったため、再議決をいただくものです。

本件によりまして、登記名義人のうち96名に係る相続関係人に対して訴えを提起することになりますが、残る登記名義人1名につきましては、相続人がいないという特殊な状況にありますので、手続等について今後、関係機関と協議をしながら進めてまいります。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、議案第75号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

議案第75号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、ご説明させていただきます。

この議案は、福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の工事で、水処理施設3、4系列の稼働に対応するための機械設備及び電機設備の増設工事について、工事が完了する見込みとなりましたので、平成23年6月20日付で日本下水道事業団との間で締結した建設工事委託に関する基本協定を変更するため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

規定の契約金額から4,380万円を減額し、変更後の契約金額を2億5,020万円とするものです。

変更の理由は、入札による減によるものです。

議案第75号の資料、1ページに変更の協定書案、2・3ページに当初の協定書をお示ししております。4ページは浄化センターの施設配置図で、網掛け部分が今回協定の汚泥処理施設でございます。

以上で、議案第75号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 次、発議第2号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第4号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、及び発議第5号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について、各案に対する詳細なる説明を議会運営委員長から求めます。

議会運営委員長 失礼いたします。

提出者であります議会運営委員会を代表して、私から、発議第2号から第5号までを一括で提案説明させていただきます。

いずれも、9月5日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、これに伴い所要の改正、制定または廃止する必要があるため、議案上程をするものでございます。

発議第2号につきましては、条例公布の日から施行される項目と、このたび改正されました地方自治法の公布から6カ月以内に施行する項目とがでございます。

発議第3号・第4号につきましては、このたび改正された地方自治法の公布の日から6カ月以内の、政令で定める日から施行するものでございます。

発議第2号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、本会議においても公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったことから、条文を追加し、改正するものであります。

主な内容につきましては、発議第2号資料の新旧対照表により説明いたします。

第1条、「議事堂」を「議場」といたします。

第9条第3項、「会議の開始は号令で報ずる」を削除いたします。

第13条につきましても、「議事堂」を「議場」とする字句の修正であります。

第50条では、規則ではこれまで発言を議席のみとしていましたが、一般質問については質問席で行っていることから、「議席又は質問席」といたします。

第51条では、実際の運用から、発言の許可を求める際に議席番号を告げなくてもよいことといたします。ここまでは、現状に合わせて条文を改正するというものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、第117条からは公聴会に関する規定の追加でございます。

117条では、公聴会を開こうとするときは議会の議決が必要であること、議

決後にはその場所、案件などを公示することとなっております。

第118条では、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、文書でその理由及び賛否を議会に申し出ることとなっております。

次のページをお願いいたします。

第119条では、利害関係者及び学識経験者等の公述人に関する規定でありまして、あらかじめ申し出のあったものの中から賛成もしくは反対に偏らないよう、議会において定めることとなっております。

第120条につきましては、公述人の発言は議長の許可を必要とすること。第121条については、我々議員が公述人に対して質疑ができるほか、第122条では、公述人は代理人に意見を述べさせたり文書で意見を提示することはできないこととなっております。

第123条は参考人に関する規定の追加でありまして、参考人の出席を求めるときは、公聴会を開こうとするときと同じく議会の議決を必要とすること。議決後にはその場所、案件などを通知することとなっております。

124条以下につきましては、これらに伴う条の繰り下げであります。

続きまして、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、常任委員、特別委員の選任等に関する事項が条例に委任されることになったことから改正するものでございます。

主な内容につきましては、発議第3号資料の新旧対照表により説明をいたします。

第7条に3項を追加するもので、議員は少なくとも一つの常任委員となることや、常任委員、特別委員の選任の時期と在任期間を定めておりますが、当議会においてはこの改正に伴う選任手続に変更はなく、これまでどおり議長が本会議に諮って委員を選任することとなります。

なお、第2項の「会期の始め」とは、一般選挙後初めて招集された議会、常任委員任期満了後初めて招集された議会の始めということでありまして、議会を招集するごとに選任しなければならないということではありません。

続きまして、第4号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例の制定につきましては、法改正により、これまでの政務調査費の名称が政務活動費と改められ、第2条では経費の範囲について定めるほか、第10条では、議長がその透明性の確保に努めることとする規定が加えられたことによるもので、この条例の施行に伴い、福崎町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止をいたします。

なお、地方自治法では経費の範囲が拡大されていますが、当議会においては7月に運用基準の見直しを行ったばかりであることから、これまでどおりの運用とさせていただきます。

続きまして、発議第5号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則につきましては、政務活動費の交付手続に係る様式等については、新たに規程で定めることになったことから廃止するものでございます。

以上で、委員会提案4件の提案説明とさせていただきます。

いずれも地方自治法改正に伴う議案でございますので、速やかに可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長 次、発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を提出議員から求めます。

高井國年議員 失礼いたします。

ただいま上程されました発議第6号、福崎町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案者3名を代表して提案理由を申し上げます。

さきの、いわゆる「平成の大合併」においては、神崎郡内でも合併に進んだ町もありましたが、福崎町は合併しないで単独での町政を歩むことを選びました。

それから約5年の間、これまで長い間培われてきた地域コミュニティを土台とし、一人ひとりの方によって自律的に住みよい地域社会の構築を目指した結果、今日においてはこれまで以上により活気ある町になったのではないかと思うところでございます。

町当局においては、嶋田町長を先頭に行財政改革に努められ、平成20年に起こったリーマン・ショックや昨年3月11日の東日本大震災により経済情勢が厳しさを増す中においても堅実な財政運営に取り組んでおられましたが、より質の高い住民サービスに取り組むためにも、福崎町はさらなる行財政改革のため、邁進しなければなりません。

さて、地方自治体は執行機関の長と議決機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二代表制をとっており、執行機関と議会は独立対等の関係に立ち、相互に緊張感を保ちながら協力して自治体運営に当たる責任を有しています。二代表制の一翼を担っている我々議員も、行財政改革をさらに厳しい目で推進しながら、自らの強い意志で意思を決定し、町民の皆さんに対する行政サービスの質の向上に努めなければなりません。

本年5月、議長から議会運営委員長に対し、議会改革について諮問がありました。その中で、定数問題についても論議されました。この問題については、全議員にかかわる問題であることから、全議員協議会において協議することが決定され、議論を重ねた結果、定数は現行で据え置くことが確認されました。

しかし、表決の日には私は体調が悪く出席することができず、定数適正化に賛成の立場の意思表示をすることができず、残念でありました。また、ほかにも2人の議員が出席されていませんでした。

その後、多くの町民の声や同士の議員の意見を聞くにつれ、我々は町民の負託を受けて活動しており、その期待にこたえるためにも問題を先送りし、定数をこのまま据え置くことが町民の幸せにつながらないのではないかという思いを強くしました。町民の声を聞くことが、負託に応えることであり、行財政改革は町長を初めとする職員だけに委ねるのではなく、議員も痛みを分かち合うべきであります。

ただ、私は単にその経費を削減することだけが議会改革ではなく、議会自体の活性化や議員の資質を向上させ、それによってさらなる行政サービスの向上につなげることが本来の目的だと考えています。議員定数の削減はあくまでも議会改革のメニューの一つにすぎません。私は現況の厳しい社会経済情勢や、少子高齢化社会を迎えた現状を見ても、福崎町議会自らが行財政改革と議会改革の推進のため、福崎町議会議員の定数を削減しようとするものです。

なお、その人数については、2人を削減して14人とすることが適正と考えます。

もちろん、議会は議決機関として大きな機能と重要な責務を担っています。議員定数を削減することによって、その機能の行使や責任の遂行、また行政サービスが停滞することは絶対にあってはならず、さらに向上させることが求められます。そのためにも、我々議員は今後も一層研さんに務めなければならないと、強く感じています。

皆様方もご承知のとおり、政治経済は生き物であります。日々の生活、暮らしの中で常に今を大切に考慮し、子や孫たちの将来を見詰めたよりベターな選択をして、それぞれの立場を鑑み、フロンティア精神にチャレンジしていくことが今

の私たちの課題ではないでしょうか。

以上、議員各位のご賛同を得ますよう、心からお願い申し上げ、謹んで発議第6号の議案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたします。お疲れさまでございました。

散会 午後0時03分

議 長 なお、午後1時から全員協議会を開催いたしますので、議員の方は第1委員会室にご参集をお願い申し上げます。